いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性

平成31年2月 いしかわ森林環境基金評価委員会

目 次

Ι	いしかわ森林環境基金事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П	いしかわ森林環境基金事業の取組実績の検証及び今後の方向性に係る検討・・・	5
Ш	いしかわ森林環境基金事業の主な取組実績及び成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
IV	森林・林業を取り巻く情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
V	いしかわ森林環境基金事業の今後のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

I いしかわ森林環境基金事業の概要

1 いしかわ森林環境税導入の背景及び経緯

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、レクリエーションの場の提供など、県民の暮らしに欠くことのできない大切な役割を果たしている。また、地球温暖化の防止や再生可能な資源である木材の利用を通じた循環型社会の形成に寄与するほか、プランクトンや海藻類の成長に必要な栄養分を供給し豊かな海をつくるなど、様々な働きが注目されている。

平成13年に日本学術会議が森林の公益的機能を評価した手法に基づき、本県の森林 (全国の森林の1.1%)が果たしている公益的機能の評価額を試算すると、貨幣換算で きるものだけで年間約1兆1,350億円(全国評価額の1.6%)となっている。

これら森林の多面的な機能は、森林を健全な状態に保つことによって、はじめて安定的に発揮されるものであり、その恩恵は森林所有者や林業関係者に限らず、広く県民に及ぶものである。

〇森林の公益的機能の評価額

機能	全国	石川県
水源かん養関連	29兆8, 500億円	6,800億円
山地災害防止関連	36兆7,000億円	4,180億円
保健文化関連	2兆2,500億円	210億円
生活環境保全関連	1兆4,600億円	160億円
合 計	70兆2,600億円	1兆1,350億円

注:日本学術会議答申「地球・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(H13.11) における評価手法に基づき県で試算

しかしながら、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や山村の過疎化などにより、人工林において間伐等の適切な施業が行われなくなり、このままでは、森林が荒廃し、水源のかん養や山地災害の防止といった公益的機能の低下により、私たちの安全で安心な暮らしへの影響が懸念される状況となった。

このため、平成 16 年に「いしかわの森づくり検討委員会」が設置され、今後の森づくりのあり方について 2 年余りの検討が重ねられた。その結果は、平成 18 年 11 月に「いしかわの森づくり検討委員会報告書」としてとりまとめられ、この中で、すべての森林の整備を林業関係者の自助努力に委ねることには限界があるという認識の下、社会全体で森林を支えていく新たな制度を構築していく必要性が確認された。具体的には、既存の制度では経済活動による間伐等が行われず、荒廃化が懸念される手入れ不足の人工林 22,000ha について、過密な樹木を強度に間伐し、林内を明るくすることにより、天然広葉樹の育成を促し、針葉樹と広葉樹が混交した状態に誘導していくこ

ととし、これに必要な財源としては、森林からの恩恵を受けている県民に対し、幅広 く負担を求めることのできる税制度が有効な方法であるとされた。

また、税制措置の導入に際しては、森林・林業の現状や役割をこれまで以上に広く 県民に周知し、「森林を県民共通の財産として社会全体で守り育てる」ことについて 理解を深めるとともに、森づくりを支える県民意識の醸成や県民参加の森づくりの促 進をさらに進めることが重要であるとされた。

これらの議論を踏まえ、県では、いしかわ森林環境基金条例を制定し、平成 19 年 4月から「いしかわ森林環境税」を導入した。

なお、施行期間は5年と定められ、5年経過時に第三者からなる評価委員会により、 税の導入効果を検証した上で、必要に応じ見直しを行うこととされた。

課税方法	点方法 県民税均等割の超過課税(均等割額に一定額を上乗せして課税)								
対象者	【個人】県内にお住まいの方等(対象:約60万人) ※一定以上の所得のある方								
	【法人】県内に事務所、事業所を持	っている法人等(対象:約	付3万社)						
税額	【個人】年額;500円 【法人】年額;1,000円~40,000円(【個人】年額;500円 【法人】年額;1,000円~40,000円(県民税均等割の税率の55元相当額)							
	資本金等の金額	現行均等割の税率	5%相当額						
	50億円超	年額 800,000円	40,000円						
	10億円超~ 50億円以下	年額 540,000円	27,000円						
	1億円超~ 10億円以下	年額 130,000円	6,500円						
	1千万円超~ 1億円以下	年額 50,000円	2,500円						
	1千万円以下	年額 20,000円	1,000円						
1									

2 いしかわ森林環境基金事業(平成19~30年度)の概要

(1) 手入れ不足人工林等の整備

林業採算性の悪化や山村の過疎化などにより、適切な施業が行われずにいた 手入れ不足人工林22千haを対象に、通常の間伐本数の倍にあたる40%以上を 間引きする強度間伐を実施し、林内に光を入れることにより下草や広葉樹を育 て、将来的に頻繁な手入れを行わなくても安定して公益的機能の発揮が期待で きる針広混交林への誘導を図っている。

また、竹が侵入した手入れ不足人工林については、スギやアテ等の造林木の 強度間伐と侵入竹の除去を一体的に実施しなければ公益的機能の回復が期待 できないことから、第2期(平成24年度~)からは、侵入竹の除去も併せて 行っている。

第3期(平成29年度~)からは、第2期の取り組みで完了した侵入竹の発生源となる放置竹林を除去し、健全な広葉樹林への転換を促すことで森林の有する公益的機能の回復を図っているほか、クマやイノシシなどの野生獣の出没を

抑制するため、過密化した集落周辺の里山林において、緩衝帯整備を実施し、 集落と野生獣の生息域との境界を形成することにより、県民の安全・安心の確 保を図っている。

なお、これらの整備を行う際は、森林所有者の負担は求めない一方で、県・ 市町・所有者の三者による協定を締結し、事業実施後 20 年間、皆伐や転用を 禁止するなど私権の制限を課している。

(2) 県民の理解増進と県民参加による森づくり(普及啓発)

森林は、様々な公益的機能を持っており、県民共有の財産として社会全体で支えていくことが重要である。

このため、森林の重要性を県民の方々に十分に理解していただくとともに、 森づくり活動の参加を推進することを目的とし、「森林に対する理解の増進」 と「県民参加の森づくりの推進」に関する施策を展開している。

(参考) いしかわ森林環境基金条例

平成十八年十二月二十日 条例第四十一号

(設置)

第一条 水源のかん養、県土の保全その他の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民共通の財産として守り、育て、次の世代に健全な姿で引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力の下、森林の公益的機能の維持増進に資する施策に要する経費の財源に充てるため、いしかわ森林環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

- 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に 充てるものとする。ただし、この基金に編入することを妨げない。

(繰替運用)

- 第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及 び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部 を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。 附則に次の一条を加える。

(県民税の均等割の税率の特例)

- 第二十条 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第 四十五条の規定にかかわらず、同条に定める額にいしかわ森林環境税として五百円を加算した額とする。
- 2 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者に係る前項の規定の適用については、同項中「第四十五条」とあるのは「附則第二条の三第二項において読み替えて適用する第四十五条」と、「同条に定める額」とあるのは、「同項において読み替えて適用する同条に定める額」と、「五百円」とあるのは「三百円」とする。
- 3 平成十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に終了する法第五十二条第二項 各号に規定する期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、第五十一条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額にいしかわ森林環境税として当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第二十条第二項」とする。

3 いしかわ森林環境基金事業(平成19~30年度)の事業費等の推移

いしかわ森林環境基金事業の事業費及び財源内訳の推移は次表のとおりである。12年間の総事業費は約73億円であり、いしかわ森林環境税の税収が約44億円、国庫補助金が約29億円となっている。

事業別の実績(単位:百万円)

区分		事業費								
		強度間伐	侵入竹除去等	放置竹林除去等	緩衝帯整備	森づくり	計			
	19年度(実績)	484	-	_	-	26	510			
	20年度(実績)	629	_	_	-	30	659			
第1期	21年度(実績)	897	_	_	-	31	928			
(H19~23)	22年度(実績)	620	_	_	-	25	645			
	23年度(実績)	611	_	_	-	27	638			
	第1期計	3,241	-	_	1	139	3,380			
	24年度(実績)	275	261	_	-	39	575			
	25年度(実績)	209	330	_	-	35	574			
第2期	26年度(実績)	226	310	_	-	36	572			
(H24~28)	27年度(実績)	248	269	_	-	41	558			
	28年度(実績)	255	288	_	-	44	587			
	第2期計	1,213	1,458	-	-	195	2,866			
第3期	29年度(実績)	155	_	301	20	31	507			
(H29 ~)	30年度(見込み)	154	_	316	22	34	526			
	総計	4,763	1,458	617	42	399	7,279			

財源別実績(百万円)

区分		財源内訳				
		森林環境税相当額	国庫補助金	計		
	19年度(実績)	299	211	510		
	20年度(実績)	370	289	659		
第1期	21年度(実績)	381	547	928		
(H19~23)	22年度(実績)	380	265	645		
	23年度(実績)	368	270	638		
	第1期計	1,798	1,582	3,380		
	24年度(実績)	369	206	575		
	25年度(実績)	368	206	574		
第2期	26年度(実績)	373	199	572		
(H24~28)	27年度(実績)	371	187	558		
	28年度(実績)	376	211	587		
	第2期計	1,857	1,009	2,866		
第3期	29年度(実績)	360	147	507		
(H29 ~)	30年度(見込み)	383	143	526		
	総計	4,398	2,881	7,279		

(注) 財源内訳のうち、森林環境税相当額には、いしかわ森林環境基金の利息を含む。

Ⅱ いしかわ森林環境基金事業の取組実績の検証及び今後の方向性に係る検討

いしかわ森林環境基金事業の成果等については、平成20年に外部有識者12名からなる「いしかわ森林環境基金評価委員会(以下「評価委員会」という。)」が設置され、毎年、事業実績、事業成果等の検証・評価を実施することにより、透明性の確保と県民の理解増進に努めてきた。

また、本評価委員会では事業の継続や見直しの必要性についても検討することとされており、第1期、第2期の最終年度であった平成23年度、平成28年度には、4回におよぶ検討を重ね、次期の取り組みの方向性をとりまとめている。

今年度は、国において平成31年度より森林環境税(仮称)の導入が決定したことを 受け、事業成果等の検証・評価を行うとともに、次年度以降における事業の継続や見直 しの必要性についても検討を行ってきた。

まず、第1回評価委員会(7月4日開催)においては、事業の取組成果について検証・評価を行うとともに、森林整備や木材利用に関する情勢の変化及び情勢の変化を踏まえた使途の検討について議論を行った。

第2回評価委員会(1月21日開催)においては、これらの課題に対する対策の方向性について議論するとともに、これまでの議論の成果を中間とりまとめとして整理した。その後、この中間とりまとめに対し、県が1月22日から2月4日まで実施したパブリックコメントにより、県民からの意見も聴取した上で、第3回評価委員会を2月6日に開催し、本報告書をとりまとめた。

いしかわ森林環境基金評価委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等
有川 光造	石川県森林組合連合会相談役
奥野 美彌子	みらい子育てネット石川県地域活動連絡協議会会長
梶 文秋	輪島市長
田尻 純江	石川県建築士会副会長
中島 史雄	金沢大学名誉教授・弁護士
中村 浩二	金沢大学客員教授(名誉教授)
西野 茂	石川県町会区長会連合会会長
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会会長
濱上 美知子	石川県商工会女性部連合会会長
丸山 利輔(委員長)	石川県立大学参与
宮本 外紀	石川県商工会議所連合会専務理事
山岸 美恵子	石川県社会福祉協議会保育部会保育士会会長
(12名)	

(敬称略:五十音順)

いしかわ森林環境基金評価委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 いしかわ森林環境基金条例(石川県条例第41号)第1条に定める「いしかわ森林環境基金」(以下「基金」という。)を財源とした事業の成果を検証・評価するとともに、事業の継続や見直しの必要性について検討するため、「いしかわ森林環境基金評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、もって、同事業の透明性の確保と県民の理解増進にも資する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について検討する。
 - (1) 事業実績及び事業成果等の検証・評価に関すること
 - (2) 事業の継続や見直しの必要性に関すること
 - (3) その他事業の推進に関すること

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、市町長及び学識経験者、経済、社会教育、県民・消費、農林水産 関係団体の有識者からなるものとし、別紙のとおりとする。
 - 2 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選により選出する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員を代表する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員の再任は、妨げない。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長は委員長があたる。
 - 2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がこれを代行する。
 - 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 4 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決す るところとする。

(議事内容の公表)

- 第6条 委員会は、原則として公開により実施し、議事内容は、議事要旨により公表する。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、石川県農林水産部森林管理課において行うものとする。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会で定めるものと する。

附則

- この要綱は、平成20年6月9日から施行する。
- 一部改正 平成24年4月2日

Ⅲ いしかわ森林環境基金事業の主な取組実績及び成果

1 手入れ不足人工林の強度間伐

(1) 第1期(平成19~23年度)の取り組み

第1期では、手入れ不足人工林22,000haのうち、水源地域等の奥地を優先して整備を実施し、10,400haの計画に対して10,550haの強度間伐を実施した。

(2) 第2期 (平成24~28年度) の取り組み

第2期からは整備対象を集落周辺に移行し、引き続き手入れ不足人工林の強度 間伐を実施した。

その際、森林施業の集約化、路網の整備や、高性能林業機械の導入等による間 伐の低コスト化に向けた取組に加え、合板分野やバイオマス等の分野における小 径木や低質材の需要拡大等の情勢の変化を踏まえ、できる限り森林環境税によら ない利用間伐により手入れ不足人工林の間伐を進める方針で整備を行うことと した。

その結果、強度間伐 7,000ha、利用間伐 4,600ha とした計画目標に対して、強度間伐を 3,000ha、利用間伐を 6,500ha 実施した。

これらの取り組みにより、森林環境税の導入時点で整備が必要と見込んだ手入れ不足人工林 22,000ha のうち、約9割にあたる 20,050ha の整備が完了した。

残り約2,000haのうち、今後利用間伐による整備が期待できる約1,000haを除くと、不在村者等との調整に時間を要したことによる約1,000haについては第3期において整備を行うこととした。

(3) 第3期(平成29~30年度)の取り組み

第3期からは、不在村者等により調整に時間を要したことにより未整備となっている手入れ不足人工林1,000haと、森林環境税創設から10年が経過する中、間伐等がされずに新たに発生した手入れ不足人工林2,000haを解消するため、従来からの強度の間伐(本数割合で40%以上)を実施した。

平成 29 年度に 300 ヘクタールの計画量に対し、395ha の整備を行ったほか、平成 30 年度は 300 ヘクタールの計画量に対し、320ha の整備が見込まれている。

〈強度間伐の計画と実績〉

〇実績見込み

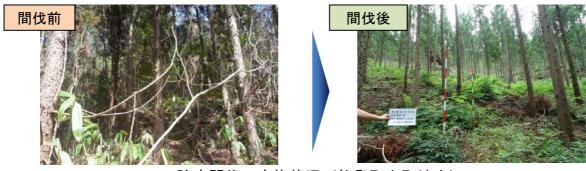
〇整備計画 単位: ha

<u> </u>							<u> </u>	
佰 口	第1期	第2期			第	3期		
項目	H19~H23	H24~H28	H29	H30	H31	H32	H33	計
強度間伐	10,400	7,000	300	300	300	300	300	1,500
利用間伐	_	4,600			_	_		
計	10,400	11,600	300	300	300	300	300	1,500



香 日	第1期	第2期		第3期				
項目	H19~H23	H24~H28	H29	H30	H31	H32	H33	計
強度間伐	10,550	3,030	395	320				715
利用間伐	_	6,503	_					
計	10,550	9,533	395	320	0	0	0	715

単位: ha



強度間伐の実施状況(能登町上町地内)

2 手入れ不足人工林に侵入した竹の除去

竹が侵入した手入れ不足人工林については、造林木の強度間伐と侵入竹の除去を一体的に実施しなければ公益的機能の回復が期待できないことから、第2期より造林木の強度間伐と併せて侵入竹の除去を併せて行うこととし、手入れ不足人工林への侵入竹を500haと想定して計画するとともに、隣接して発生源となっている放置竹林の一部も除去することとし、50haの整備を計画した。

実際には、手入れ不足人工林への侵入竹は当初の想定を上回って範囲が拡大して おり、侵入竹の除去 620ha と、発生源の除去 55ha とを併せて 675ha を整備した。

〈侵入竹の除去等の計画と実績〉

〇整備計画

	, ,	
曲	立	ha
-	٠,	110

O III MARITINI III								
1番 日	第1期		第2期					
項目	H19~H23	H24	H25	H26	H27	H28	計	
侵入竹の除去	ı	100	100	100	100	100	500	
発生源竹林の伐採	-	10	10	10	10	10	50	
計	_	110	110	110	110	110	550	

〇実績見込み

	14		ha
里1	Ⅵ	•	na

項目	第1期		第2期				
項目	H19~H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
侵入竹の除去	ı	187	152	112	87	82	620
発生源竹林の伐採	-	9	6	6	13	21	55
計	-	196	158	118	100	103	675





侵入竹林の除去の状況 (小松市五国寺地内)

3 森林の公益的機能の低下をもたらす放置竹林の除去

放置竹林の過密化・拡大により、山地災害の発生や、水源かん養機能の低下が懸 念されており、第3期より、健全な広葉樹林への転換を促し、森林の有する公益的 機能の回復を図ることを目的に、5年間で600haの整備を計画している。

平成 29 年度は 120ha の整備を実施し、平成 30 年度 120ha の整備が見込まれている。

〈放置竹林の除去の計画と実績〉

〇整備計画

単位: ha

項目			第	3期		
以 日	H29	H30	H31	H32	H33	計
放置竹林の除去	120	120	120	120	120	600

〇実績見込み

単	177	ha
 -	124	110

O 24126202000						1 1 1 1 1 1 1 1
- 古 口			第:	3期		
項目	H29	H30	H31	H32	H33	計
放置竹林の除去	120	120				240

4 野生獣の出没を抑止するための緩衝帯整備

第3期より、クマやイノシシなどの野生獣の出没を抑止するため、過密化した集落 周辺の里山林において、緩衝帯整備を実施し、集落と野生獣の生息域との境界を形成 することにより、県民の安全・安心な生活の確保を図ることとしている。

緩衝帯整備は5ヶ年で300haの整備を計画しており、平成29年度は64haの整備を 実施し、平成30年度は57haの整備を見込んでいる。

〈緩衝帯整備の計画と実績〉

(<u>)整備計画</u>						単位:ha
	百 口			第:	3期		
	項目	H29	H30	H31	H32	H33	計
	緩衝帯整備	60	60	60	60	60	300

〇実績見込み						単位:ha				
1年 日		第3期								
項目	H29	H30	H31	H32	H33	計				
緩衝帯整備	64	57				121				

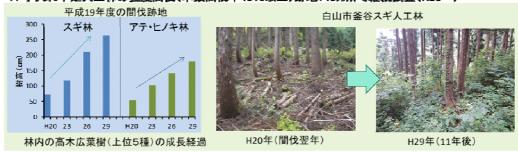
5 各種モニタリング調査の結果

(1) 手入れ不足人工林の整備による効果

強度間伐を実施した人工林の 40 箇所と、侵入竹の除去を実施した人工林の 20 箇所において調査固定枠 (10m×10m) を設置し、天然更新による高木性広葉樹の生育状況を調査したところ、スギ林、アテ・ヒノキ林それぞれにおいて、強度間伐の実施後 11 年間で、樹高が伸長し、針広混交林化が進んでいる傾向が認められた。

また、侵入竹の除去を実施した人工林においても、実施後5年間で針広混交林 化が進んでいる傾向が認められた。

1. 手入れ不足人工林の強度間伐(本数間伐率40%以上)跡地:40カ所で継続調査(H20~)



2. 侵入竹林整備(報竹伐採と2年間の再生竹刈り払い)跡地:20カ所で継続調査(H24~)



強度間伐後に更新した主な高木性広葉樹



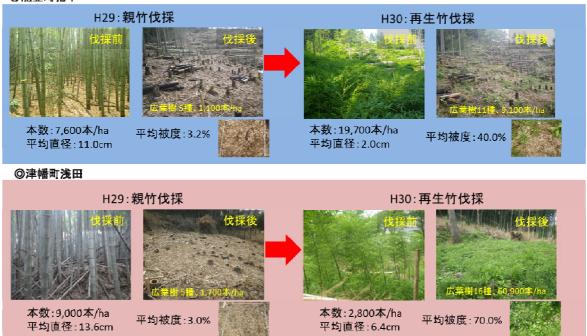
侵入竹の除去後に多く見られた広葉樹



(2) 放置竹林の除去による効果

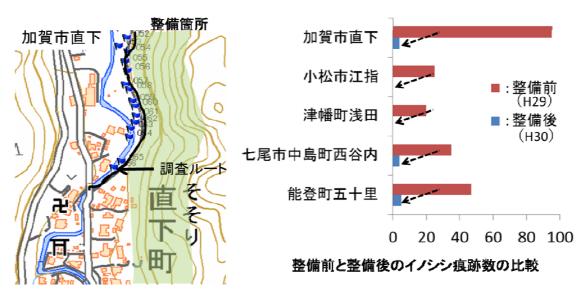
県内 20 カ所の放置竹林整備跡地で再生竹の繁茂と植生の回復状況の調査を実施 したところ、高木性広葉樹の稚樹が本数、種数ともに増加する傾向が認められた。

◎能登町猪平



(3) 緩衝帯整備による効果

県内5地区において、集落と緩衝帯整備森林との間に、約1kmの調査ルートを設置し、イノシシの痕跡(ケモノ道、足跡、掘り返し、食害痕、落石など)の位置と数を調査し、整備前(H29)と整備後(H30)の春時期の痕跡について比較したところ、整備後のイノシシが出現した痕跡数は、整備前よりも減少する傾向が認められた。



(4) 安定的な雇用の確保及び経済波及効果について

強度間伐や侵入竹の除去等の実施により、平成 29 年度までに年平均 20,715 人・日の雇用創出効果があったと試算され、雇用人数に換算すると、年平均 83 人の雇用に貢献したと試算された。

いしかわ森林環境基金事業による雇用日数・人数(推計)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	平均
いしかわ森林環境税による 雇用日数(日)	15, 600	24, 492	36, 660	24, 828	25, 020	21, 504	17, 200	15, 212	15, 996	14, 616	16, 741	20, 715
いしかわ森林環境税による 雇用人数(人)	62	98	147	99	100	86	69	61	64	58	67	83

※1 強 度 間 伐:1ha 当たり12人・日の雇用として試算

竹の除去: 1ha 当たり60人・日の雇用として試算再生竹の刈払い: 1ha 当たり8人・日の雇用として試算放置竹林の除去: 1ha 当たり77人・日の雇用として試算緩衝帯整備: 1ha 当たり17人・日の雇用として試算

県が公表している「平成23(2011)年石川県産業連関表 経済波及効果簡易分析ツール」を用いて算出したところ、ハード事業の経済波及効果は約1.42倍で、自家輸送や機械修理への波及効果が大きいと試算された。

いしかわ森林環境基金事業ハード事業による経済波及効果(試算)

话日	事業費			総合波及効果	経済波及倍率(倍)
項目	(百万円)	国庫(百万円)	環境税(百万円)	(百万円)	対事業費
ハード事業実績 (11年間累計)	5,873	2,596	3,280	8,361	1.42

6 県民の理解増進と県民参加による森づくり(普及啓発)

森林の整備に当たっては、県民が森林の多様な機能やその現状等を十分に理解し、森林は県民共有の大切な財産であるという認識のもとで県民参加により社会全体で森づくりを支えていく意識の醸成が重要であり、「森林や木材利用に対する理解の増進」と「県民参加の森づくりの推進」に関する取組を進めてきた。

(1) 森林や木材利用に対する理解の増進

①県民の理解を増進するための普及広報

- 広報誌に事業の取組状況を掲載
- ・新聞に事業成果などを掲載
- ・テレビ等により、強度間伐の実施状況をPR

- ・パンフレット等の作成・配布
- ・環境フェア、農林漁業まつりなど各種イベントにおける取組のPR







県広報紙「くらしと県税」 取組紹介



新聞広報(8、10、3月) 取組紹介













平成29年6月10日放送 ほっと石川(北陸放送)「いしかわの森林を守る」 いしかわ森林環境税の取組成果や木材利用に関する事例を紹介

②いしかわ森林環境実感ツアー

一般県民や親子、小学生を対象に、手入れ不足人工林や、その整備状況等を 見学するツアーを開催した。(平成 29 年度末までに延べ 74 回開催 2,668 人参加)





いしかわ森林環境実感ツアー

③いしかわ森林環境功労者の表彰 (H20~)

森林環境の保全に対する貢献が顕著であった個人、団体を「県民みどりの祭典」 (H27年度は第66回全国植樹祭)において表彰した。(平成29年度末までに40者)



県民みどりの祭典で表彰

年度	功労者名	区分	年度	功労者名	区分
	キリンビール株式会社北陸工場	企業		西田博	個人
H20	珠洲漁業士会	団体		白山市立白嶺小学校	学校
	石下哲雄	個人	H25	輪島市林業研究グループ	団体
H21	株式会社玉家建設	企業		猟友会能美小松支部	団体
	のと共栄信用金庫	企業		公益財団法人ニッセイ緑の財団	企業
	宝達山水源の森づくり協会	団体		河北郡林業研究会	団体
	石川フォレストサポーター会	団体	H26	一般財団法人きんしん環境財団	企業
	南出登喜雄	個人		北陸電力株式会社 七尾支社	企業
	山村正信	個人		七尾市立天神山小学校	学校
H22	穴水町林業研究会女性部	団体	H27	三谷地区活性化推進協議会	団体
	NPO法人森林環境保全·里山物語	団体		NPO法人角間里山みらい	団体
	高坂・根上町緑を守る会	団体		「つたえよう美しき森」推進委員会	団体
H23	NPO法人能登半島おらっちゃの里山里海	団体		鶴来信用金庫	企業
	生活協同組合コープいしかわ	企業		竹林 臣夫	個人
	ジェイ・バス株式会社	企業	1100	中本 安昭	個人
H24	株式会社サークルKサンクス	企業	H28 企業	もりラバー林業女子会@石川	団体
H24	石川県立大聖寺高等学校	学校		千里浜地区まちづくり協議会	団体
	金丸出町請山利用生産組合	団体		滝ヶ原町鞍掛山を愛する会	団体
				株式会社北國銀行	企業
			H29	かほく市立金津小学校	学校
				能登島松茸山再生研究会	団体
				中山 吉男	個人
			81		40者

④木に親しむまちづくり推進事業 (H29~)

県民共有の財産である森林の適切な整備・保全を進めるために、木材利用に対する理解を深める取組として、建築士、関係者等を対象に、木造建築の最新事例や設計のノウハウに関する講習会を開催した。(平成29年度196人参加)

	講習会内容 (平成 29 年度)
第1回	木造耐火建築実現のための技術、法規等について
第2回	CLT建築の県内最新事例2件の見学、CLT建築の設計手法について
第3回	木造文化財系の構造設計や耐震補強計画等について
第4回	CLTを利用した公園センターの見学と木造建築設計のノウハウについて
計	





木に親しむまちづくり推進事業 講習会・現地見学会

⑤森林への理解を育む木育推進事業 (H29~)

県内の保育施設を対象に、森の大切さや木の良さを伝える「木育」の出前講座 と県内の保育士及び教員を対象として、木育についての知識やノウハウを伝達で きる人材を増やすためのセミナーを実施した。 (平成 29 年度 759 人参加)



木育出前講座



木育セミナー

⑥森づくり活動事例発表会の開催(H22~)

いしかわ森林環境基金事業を活用して森づくり活動を実施した団体による活動発表会を開催した。(平成29年度末までに630人参加)

⑦生物多様性の保全に関するシンポジウムの開催(H21)

平成 21 年 11 月 22 日に手入れ不足人工林の解消と生物多様性の保全に関する シンポジウムを金沢市において開催した。

(一般県民 250 人参加)

(2) 県民参加の森づくりの推進

①こども森の恵み推進事業 (H19~)

次世代を担うこども達を対象とした森林 環境教育や林業体験活動を実施するNPO 等への支援を行った。



間伐体験:白山市

(平成29年度末までに延べ227団体49,226人参加)

②いしかわの森づくり推進月間事業 (H19~)

毎年10月を「いしかわの森づくり推進 月間」とし、県内各地で県民森づくり大会 を開催した。

この他、各地で様々な団体が主催する森づくり活動が実施された。



県民森づくり大会

(平成29年度末までに延べ59回 5,905人参加)

③企業の森づくり推進事業 (H19~)

企業による森づくり活動を推進するため、 活動事例集の作成、企業に対する説明会や 現地見学会の開催、活動フィールドの仲介、 技術指導等を実施した。

(平成29年度末時点 協定締結企業数52社 活動地区数58地区 延べ37,999人参加)



企業の森づくり

④いしかわ身近な森保全事業 (H19~)

集落等と協定を締結し、集落周辺の里山林の整備保全を地域住民との協働により行う市町への支援を行った。

また、平成24年度から平成28年度まで、 クマやイノシシ等の野生獣の出没による被害 が懸念される集落周辺の森林で、緩衝帯の 整備をモデル的に実施した。

(平成29年度末までに延べ41市町 3,590人参加)



荒廃里山の整備:金沢市

⑤森づくりボランティア推進事業 (H19~)

里山等の保全活動を行うNPO等への 支援を行った。

(平成 29 年度末までに延べ 147 団体22,078 人参加)



除伐木のチップ化: 金沢市

⑥里山こども園推進事業 (H20~)

保育園・幼稚園の児童を対象に里山を 活用した環境教育を実施した。

※H24に「もりの保育園」から「里山こど も園」に名称変更

(平成29年度末までに8,589人参加)



健康の森:輪島市

⑦いしかわ景観キッズプログラム(H21~)

こども達を対象に里山の景観保全と森づくりの大切さについて学ぶ体験学習会を実施した。

(延べ31校 659人参加)



景観教室:宮竹小学校

⑧いしかわの森整備活動CO2吸収量認証事業(H19~)

企業等が実施する森づくり活動による 二酸化炭素の吸収量証書を交付した。

(平成 29 年度末までに延べ 838.5t)



CO2吸収量証書交付式

⑨いしかわ版 C O 2 削減活動支援事業 (H29~)

企業等から協賛を募り、NP0 や ボランティア団体等の営利を目的としない 団体が行う森林保全活動を支援した。 (平成29年度 11団体613人参加)



植栽地の下刈:七尾市

7 県民の理解増進と県民参加による森づくりの取組効果

「県民の理解増進と県民参加による森づくり」の取り組みについては、平成 29 年度末まで延べ 135,720 人の参加を得たところであり、森林の役割や森づくりへの 理解が深まったものと考えられる。

県民の理解増進と県民参加による森づくりへの参加者数の推移 単位:人

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
人数	6,711 人	9,719 人	12,566 人	11,934 人	12,318 人	14,390 人	13,117 人	13,734 人	13,411 人	13,994 人	13,826 人	135,720 人

また、森林環境税導入後、県内で森林ボランティアや子ども達への森林環境教育に取り組む団体は大きく増加している。(H18年:37団体 → H29末:166団体) さらには森林ボランティア等の取り組みを継続する中で、地元住民や小学校、企業などの参加も得て、取り組みを広げている事例や県等自治体の事業にも講師として協力いただく事例もみられるようになっている。

〈主な取組の検証〉

① 森づくりボランティア推進事業、こども森の恵み推進事業

子ども達を対象にした森林環境教育等に取り組む団体が82団体、自主的に森林整備に取り組む団体が69団体にまで増えており、県民の理解と参加による森づくりが推進できている。

また助成活用後も団体は活動を続けており、波及効果も大きい。

〈事例:能登半島まるやま組協議会〉

市ノ坂のまるやま周辺地区を拠点とし、里山景観および多様な生物等をよりよい環境で次の世代へと伝えていくため、元気な里山づくりを推進することを目的に、平成28年度からいしかわ森林環境税の補助事業を活用して、下刈りなどの森林整備や観察会等に取り組んでいる団体である。

当該団体は森林ボランティアの取組だけでなく、輪島市立三井小学校で取り組む森 林環境教育に、能登の里山里海マイスターでもある構成員が講師として活躍し、小学 校と地域・産業との交流を通じ、衣食住の様々な視点から森に関わるプログラムを提 供する等、教育分野への波及がみられている。



葉っぱを使った環境教育



間伐材チップ化のため運搬

〈事例:能美の里山ファン倶楽部〉

能美市の「こくぞう里山公園交流館」を拠点として、自然体験や環境学習、地域づくり等、中山間地域の活性化のため、平成19年から平成25年まで、いしかわ森林環境税の補助事業を活用して里山林内の道づくりや里山の再生等に取り組んでおり、平成26年度以降は、自主的な取組として活動を継続してきた団体である。

平成29年度には、県が実施するいしかわ森林環境実感ツアーの講師として協力いただき、当該団体が取組む内容の説明を交えながら、児童に対し、里山林と森の恵みについてお話いただく等、森林ボランティア等の取組にとどまらず、自治体との連携へと発展がみられている。



炭焼き窯の説明を聞く様子



森林の機能について熱心に学ぶ

②企業の森づくり推進事業

企業による社会貢献活動への関心が高まるなか、本事業の活用等により、企業による森づくり活動は大きく増加している。

(H19年:2団体、26ha→ H29末:52団体、137ha)

〈事例:株式会社 北國銀行〉

(株)北國銀行は、「日本の森を守る地方銀行有志の会」に加盟し、多種多彩な森林作りを目的に、平成22年7月から石川県森林公園内の一部(0.7ha)を、「北國の森」として森林整備している。今後は森を育てるだけでなく、地域の保育園等が活用できるような、人が訪れる森づくりに取り組む意欲をみせており、平成26年度からは遊歩道の整備にも取り組んでいる。



社員参加の植樹



完成した遊歩道

Ⅳ 森林・林業を取り巻く情勢の変化

- 1 森林整備に関する情勢の変化
 - ① 森林経営管理法の概要について

国内の森林資源が充実する中、森林の多面的機能の発揮に向けては、適時適切に伐採、造林、保育等の施業を実施することで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくことが重要となっている。

しかしながら、現状では、多くの森林所有者の経営意欲が低下している一方で、意欲と能力のある林業経営者の多くが事業規模拡大のための事業地の確保に悩んでおり、このような森林所有者と林業経営者との間の連携を構築する必要があるとの認識のもと、国において、森林所有者と林業経営者の連携を図ることを目的とした森林経営管理法が平成30年5月25日に成立し、平成31年4月1日より施行することとされている。

森林経営管理法にもとづく新たな森林管理システム、いわゆる森林バンク制度の内容としては、①法律において、森林所有者に適切な経営・管理を促すため、森林所有者の責務を明確化した上で、②林業経営に適した森林において、森林所有者が自発的に適切な経営・管理を実行できない場合には、市町村が一旦、長期的な委託を受け、集まった森林をまとめて意欲と能力のある林業経営者に再委託する。③林業経営に適さず林業経営者に再委託されない、しない森林は市町村が間伐等の作業を請負に出すなどして実施することとなっている。

このように、森林経営管理法は、経営や管理が適切に行われていない森林の経営管理について、これまで林業の主体であった森林所有者よりも林業経営者の役割を強調するとともに、これまで林業の主な担い手であった森林組合よりも市町の役割を強調するなど、大きな転換を図るものである。

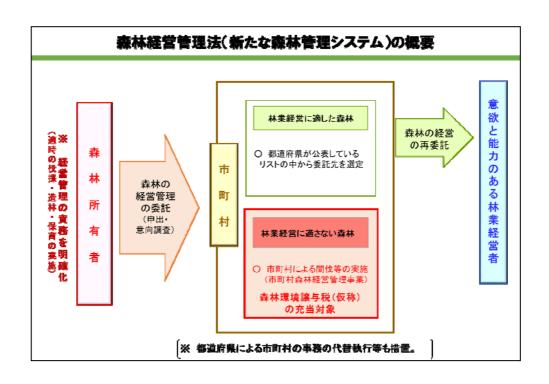
また、市町村が同制度を運営し、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充て るため、平成31年度より、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)が創設 されることとなっている。

森林経営管理法(森林管理システム)の趣旨

- 〇 平成30年5月25日成立、平成31年4月1日施行
- 林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的として、<u>市町村が、自発的に経営・管理を行わない(行えない)森林所有者から、その森林の経営・管理の委託を受ける仕組み</u>づくりを目指す。

(「伐って、使って、植える」資源循環のサイクルを確立し、林業の成長産業化と森林の適正管理を両立させる。)

- 〇 この新たな仕組み(森林管理システム)のポイント
- ① 森林所有者に適切な経営・管理を促すため、森林所有者の責務を明確化する。
- ② 森林所有者が自発的に適切な経営・管理を実行できない場合には、<u>市町村が一旦、</u> 長期的な委託を受けた上で、集まった森林をまとめて意欲と能力のある林業経営者に 再委託する。
- ③ 林業経営者に再委託されない、しない森林は、市町村が間伐等を実施(作業を請負に出すこと含む)。



② 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設について

平成30年度税制改正大綱において、パリ協定の枠組みのもとにおけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設するとされた。

その使途は、市町においては、間伐等の森林整備及びその促進に関する費用、都道 府県においては、森林整備を実施する市町の支援等に関する費用に充てなければなら ないこととなっている。

このため、県では、市町の人材育成並びに森林所有者及び森林組合等との連携の継続に努めることが重要となっている。

平成30年度税制改正大綱(抜粋) (平成29年12月14日 自由民主党、公明党)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の類義、地方創生や快適な 生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が思恵を受けるものである。<u>しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意敬の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題</u>となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂樹れや洗水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ペースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、*1森林間連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林登備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税(板稿)及び森林環境議与税(仮稿)を創設する。

(以下略)

X1 身体経営管理法のことを指す

平成30年度税制改正の大綱の概要(平成29年12月22日閣議決定)

森林吸収顕対策に係る地方財源を確保するため、森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境腺与税(仮称)を創設。

<森林環境後(仮称)の創設>

- 国内に住所を有する個人に対して課する国程。程率は、年額1,000円。 職業徴収は、市町村が個人住民税と併せて行う。
- 市町村は、納付又は納付された額を都道府駅を経由して国の交付役及び確与税配付金特別会計に払い込む。
- 平成36年度から課程する。

<森林環境第与程(仮称)の創造>

- 森林環境後(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して施与する。
- ・ 市町村は、森林県境験与税(仮称)を、森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。
- 都道府県は、森林環境議与役(仮称)を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。
- 市町村及び都道府県は、<u>使途等を公表しなければならない</u>。
- 平成31年度から離与する。

<税制設時の経通措置>

 平成35年度までの間における離与財源は、後年度における森林環境税(無助の税収を先行して充てるという考え方の下、 暫定的に整与役等別会計における借入に1万対法。市町村の体制報酬の連修に作い、徐々に明加するように整与額を設 定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

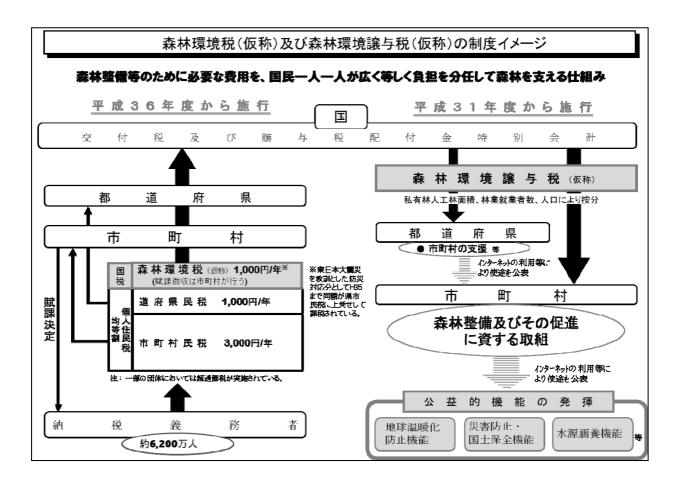
森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行うこととされている。

また、森林環境税(仮称)は、その全額を、特別会計に払い込んだ上、市町村及び 都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与され、法令上使途を定め、市 町村の行う森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森 林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないこととなっている。

森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のため個人住民税均等割の税率引き上げが平成35年度まで行われている事など等を考慮し、平成36年度から課税され、税率は年間1,000円となっている。

一方で、森林現場における諸課題には出来る限り早期に対応する必要があり、森林経営管理法の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与されることとなっており、平成35年度までの間の譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に特別会計における借入により対応することとし、市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に譲与額を設置しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還することとなっている。

各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準 〇 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。 ○ 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。 (制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、藤与割合を2割とし、段階的に1割に移行。) ○ 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。 森林環境税(仮称) (単位:億円) 初年度 約300 平年度 約600 税収の一部を 各年度識与額 もって償還 100 100 100 100 譲与税特別会計において借入れ 200 200 200 200 600 600 500 500 500 500 (※実練 400 400 400 400 300 300 300 200 200 200 H32 H31 H33 H34 H35 T36 H37H38 H39 H40 H41 H42 H43 H44 H45 H46 市:県の割合 80:20 85:15 88:12 90:10 (市町村分) 160 340 440 540 (都道府県分) 40 60 60 60 60 50%: 私有林人工林面積 | ※ 補正率 | 林野率95%以上1.5 ※税収は粗い見込み値であり、計数全級について借入金利子を勘案していない。 同75%上85%未1.3 ※原供開始も一度である平成36年度は、市町村への紹付・納人が行われるのが 6月以降であり、邦道庁県を経由して国の鎮与税特別会計に払い込まれるまで 市町村分 20%: 林業就業者数 30%: 人口 時間を要すること等から、平年度化後の秩収(約600億円程度)の概ね半分の約 300億円の漢字類となることが見込まれる。 都道府県分 市町村と同じ基準



2 木材利用に関する情勢の変化

①木材利用の意義

戦後造成された人工林資源が成熟し、木材として利用可能な段階に移行してきている中で、木材利用の促進により、経済林における間伐を促進し、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぐことで、森林の有する水源かん養や土砂流出防止機能等の公益的機能を持続的に発揮させることが重要であると考えられる。

また、木材利用は、快適な住環境の形成や地域経済の活性化につながるのみならず、木材を住宅や家具等に利用することにより、社会全体における炭素の貯蔵量を増加させるほか、木材は鉄やコンクリート等の資材に比べ、製造や加工に要するエネルギーが少ないことから、製造・加工時の二酸化炭素の排出量を削減できるなど、地球温暖化の防止にも貢献でき、木材利用による森林の適切な整備・保全は、身近に森林がない都市部の住民も含め、広く県民が木材や森林ついての理解を深める良い機会を創出することが可能となる。



参考: 平成 26 年度森林·林業白書

住宅分野における構造別の炭素貯留量及び材料製造時の炭素放出量

②石川県県産材利用促進条例の制定について

平成30年6月には、県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進し、森林の有する多面的機能の発揮と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、議員提案による「石川県県産材利用促進条例」が全会一致で可決されたところである。

〇前文

- 森林は、県民の安全で快適な暮らしの基となる多面的機能を有し、県民共有の貴重な財産。
- ・ 県土の約7割が森林で占められ、このうち、約4割は県木「あて」やスギをはじめとする人工林である。
- 戦後に植林された人工林の多くが伐採適齢期を迎えており、植えて育てる時代から、積極的な利活用を図る段階へと大きな転換期に差しかかっている。
- この条例は、<u>県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進し、森林の有する多面的機能の発揮と活力ある地域社会の実現を目指して制定</u>する。

〇目的(第1条)

県産材の利用促進について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産材の利用促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、森林の有する多面的機能の発揮と活力をる地域社会の実現に寄与すること

〇基本理念(第3条)

- 森林資源の有効利用並びに整備及び保全並びに循環利用につながること
- ・ 地域経済の維持及び活性化に資すること
- ・ 県民等の健康で快適な生活環境、事業環境等の維持又は創出につながること
- ・ 森林の有する多面的機能の持続的かつ安定的な発揮につながること

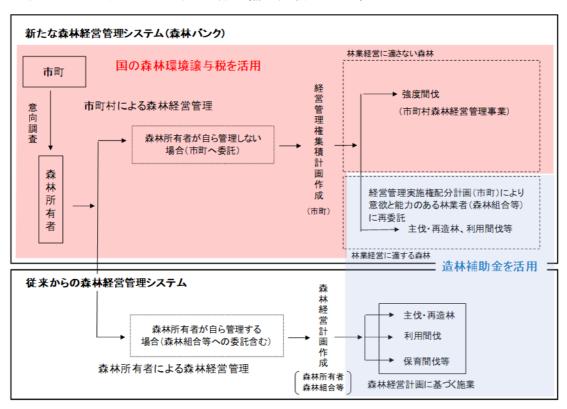
石川県県産材利用促進条例の目的及び基本理念

Ⅴ いしかわ森林環境基金事業の今後のあり方

いしかわ森林環境基金事業については、平成19年度からその取り組みを始め、第1期 (H19~H23)から第2期 (H24~H28)、第3期 (H29~)にかけて、手入れ不足人工林における強度間伐の実施や侵入竹の除去を進め、水源かん養や生物多様性の保全等、様々な森林の公益的機能の回復が図られてきたこところである。

第3期からの新たな取り組みである放置竹林の除去においては、健全な広葉樹林への転換が促されており、山地災害の発生予防や水源かん養機能の向上など森林の有する公益的機能の回復が図られつつある。また、クマやイノシシなどの野生獣の出没を抑止するための緩衝帯整備についても、野生獣の出没の抑制効果が確認され、県民の安全・安心な生活の確保が図られつつある。

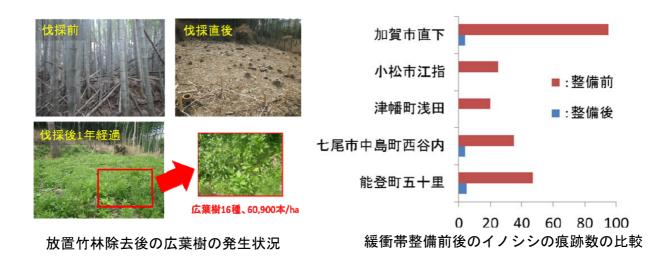
このような中、平成30年5月に森林経営管理法が成立し、市町が主体となって手入れ不足人工林の整備をすすめる新たな森林管理システム、いわゆる森林バンク制度が平成31年4月より開始されることとなっている。また、平成30年度税制改正大綱において創設が定められた国の森林環境税(仮称)・森林環境譲与税(仮称)が森林バンク制度を活用した市町による手入れ不足人工林整備の財源として充てられることとなっている。



新たな森林管理システム(森林バンク制度)の概要

このため、今般の森林バンク制度や国の森林環境税(仮称)・森林環境譲与税(仮称)の導入を契機に、国税創設の趣旨等を鑑み、手入れ不足人工林は、国の森林環境税(仮称)・森林環境譲与税(仮称)を財源として市町により整備することが適当である。

また、放置竹林の除去や緩衝帯整備については、効果が現れていることからいしかわ森 林環境税により引き続き整備を進めることが適当である。

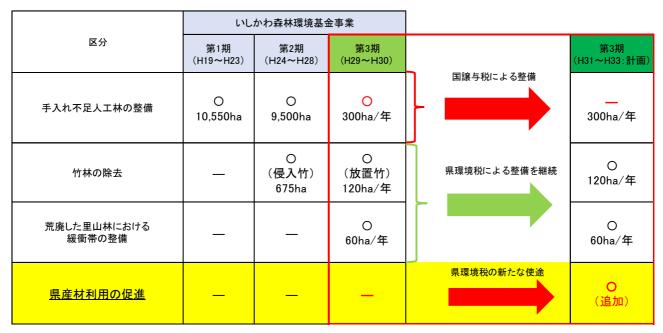


これまで、手入れ不足人工林の整備を着実に進め、成果をあげてきた一方、森林所有者の森林経営に対する意欲低下等により、いしかわ森林環境基金事業創設後の10年間で2,000ヘクタールの新たな手入れ不足人工林が発生している。このような状況を鑑みると、今後は、従来の方策に加え、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぐ対策が有効であると考えられる。

現在、戦後造成された人工林資源が成熟し、木材として利用可能な段階に移行してきていることから、木材利用の促進により、経済林における間伐を促進し、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぐことで、森林の有する水源かん養や土砂流出防止機能等の公益的機能を持続的に発揮させることが重要であると考えられる。

平成30年6月には、県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進し、森林の有する 多面的機能の発揮と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、議員提案による「石川県県産材利用促進条例」が全会一致で可決されていることや、前述の木材利用の 意義等を踏まえると、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぐため、いしかわ森林環境税を 財源とした県産材利用促進対策を新たに追加することは適当であると判断できる。

以上により、いしかわ森林環境基金事業の今後のあり方としては、国の森林環境譲与税 (仮称)により手入れ不足人工林の整備を進めるとともに、いしかわ森林環境税を活用し、これまでどおり放置竹林の除去や緩衝帯整備を進めるほか、新たに県産木材の利用促進対策を追加することで、手入れ不足人工林の未然防止に努め、国の森林環境税 (仮称)・森林環境譲与税 (仮称)といしかわ森林環境税の双方を活用し、県内の森林の有する水源かん養や県土保全などの公益的機能のより一層の維持増進を図ることが望ましいと考えられる。



いしかわ森林環境基金事業の見直しの概要